

抵当証券業の規制等に関する法律施行規則（昭和六十三年大蔵省令第三十五号）

改正案	現行
<p>（登録の申請）</p> <p>第一条 抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第一百四号。以下「法」という。）第三条の規定による金融庁長官の登録を受けようとする者は、別紙様式第一号により作成した法第四条第一項の登録申請書に、当該登録申請書（第九面を除く。）の写し一通及び同条第二項の規定による添付書類一部を添付して、その者の主たる営業所又は事務所（以下「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に提出しなければならない。</p> <p>（登録申請書のその他の記載事項）</p> <p>第三条 法第四条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 主要株主（総株主等の議決権）総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社又は有限会社にあつては、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。）を</p>	<p>（登録の申請）</p> <p>第一条 （略）</p> <p>（登録申請書のその他の記載事項）</p> <p>第三条 法第四条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 主要株主（発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五以上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。第十二条第二項第二号において同じ。）の商号、氏名又は名称及び住所</p>

いう。)(の百分の五以上の議決権を自己又は他人の名義をもつて保有している者をいう。以下同じ。)(の商号、氏名又は名称及び住所

二、三 (略)

(登録申請書の添付書類)

第四条 法第四条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一、四 (略)

五 登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書若しくは損失処理計算書(以下これらを総称して「計算書類」という。)(又はこれらに代わる書面。ただし、登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、商法(明治三十二年法律第四十八号)第三十三条第二項の規定により成立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面

六 登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の計算書類又はこれらに代わる書面に係る次に掲げる書面のいずれか

イ 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)(第十三条第一項の監査報告書の写し)

ロ 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(第二条各号のいずれにも該当しない場合において、公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百二号)第十六条の二第三項に規

二、三 (同上)

(登録申請書の添付書類)

第四条 (同上)

一、四 (同上)

五 登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書若しくは損失処理計算書又はこれらに代わる書面。ただし、登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、商法(明治三十二年法律第四十八号)第三十三条第二項の規定により成立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面

(新設)

定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人の監査を受けているときは、当該監査における監査報告書の写し
ハ イ、ロのいずれにも該当しない場合においては、公認会計士又は監査法人の監査を受けていない旨及び当該理由を記載した書面

七 (略)
2 (略)

(契約締結前の書面の交付)

第十二条 法第十五条に規定する書面には、抵当証券の販売を行おうとする抵当証券業者に係る直近の計算書類又はこれらに代わる書面に係る第四条第一項第六号イからハまでに掲げる書面のうちいずれかを添付するものとする。

2| 法第十五条第一号に規定する内閣府令で定めるものは、以下に掲げる事項とする。

- 一 抵当証券業者の登録番号（法附則第二条第一項の規定により抵当証券業を営む場合にあつては、法附則第二条第一項の規定により抵当証券業を営む旨の表示。次条第二項第一号において同じ。）及び登録の有効期間の満了の日
- 二 九 (略)

十 販売を行おうとする抵当証券に記載された抵当証券法（昭和六
年法律第十五号）第十二条第一項各号に掲げる事項

十一 販売を行おうとする抵当証券に記載された債務者に係る次に

六 (同上)
2 (同上)

(契約締結前の書面の交付)

第十二条 (同上)

- 一 抵当証券業者の登録番号（法附則第二条第一項の規定により抵当証券業を営む場合にあつては、法附則第二条第一項の規定により抵当証券業を営む旨の表示。次条第二項第一号において同じ。）
- 二 九 (同上)

(新設)

掲げる事項

- イ 設立年月又は事業を開始した年月（債務者が個人である場合を除く。）
- ロ 主たる事業の種類（債務者が個人である場合を除く。）
- ハ 直近の決算日における資本又は出資の額（債務者が個人である場合を除く。）
- ニ 債務者が、当該抵当証券の販売を行おうとする抵当証券業者の関連当事者（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第十六項に規定する関連当事者をいう。）に該当する者である場合には、その旨
- 3| 法第十五条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一～四 （略）
 - 五 当該抵当証券の販売を行おうとする抵当証券業者に係る法第二十一条に規定する事業報告書に記載すべき事項
 - 六 抵当証券の仕組みに係る損失発生要因に関する事項
 - 七 抵当証券の元本が、政府又は抵当証券保管機構により保証されたものではない旨
 - ハ 当該書面の内容を十分に読むべき旨

（契約締結時の書面の交付）

第十三条 法第十六条（法附則第二条第二項において適用する場合を

2| （同上）

一～四 （同上）

（新設）

五 （同上）

六 （同上）

七 （同上）

（契約締結時の書面の交付）

第十三条 法第十六条（法附則第二条第二項において適用する場合を

含む。次項において同じ。(第三号に規定する内閣府令で定める事項は、抵当証券法第十二条第一項各号に掲げる事項とする。

2 法第十六条第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇七 (略)

八 法第十七条に規定する抵当証券業者の業務及び財産の状況を記載した書類並びに販売を行った抵当証券に関する書類の閲覧に関する事項

(書類の閲覧)

第十四条 法第十七条(法附則第二条第二項において適用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する抵当証券業者の業務及び財産の状況を記載した書類は、法第二十一条(法附則第二条第二項において適用する場合を含む。以下同じ。)に規定する事業報告書の写し及び当該抵当証券業者に係る直近の計算書類又はこれらに代わる書面に係る第四条第一項第六号イから八までに掲げる各書面のうちいずれかとする。

二〇四 (略)

含む。次項において同じ。(第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 証券の番号

二 登記所の表示

三 証券作成の年月日

四 債権の元本及び弁済期

2 (同上)

一〇七 (同上)

(新設)

(書類の閲覧)

第十四条 法第十七条(法附則第二条第二項において適用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する抵当証券業者の業務及び財産の状況を記載した書類は、法第二十一条(法附則第二条第二項において適用する場合を含む。以下同じ。)に規定する事業報告書とする。

二〇四 (同上)

(販売を行った抵当証券を保管できる場合)

第十五条 法第十八条第一項(法附則第二条第二項において適用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 抵当証券法第十七条又は第十八条の規定により抵当証券に記載された事項を変更する場合
- 二 五 (略)

(禁止行為)

第十五条の二 法第十九条第二号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 抵当証券の販売に係る契約の締結の勧誘をするに際して行う次に掲げる行為
 - イ 相手方の業務又は生活の平穩を害するような時間帯に訪問し、又は電話をかけること。
 - ロ 相手方を著しく困惑させるような言動をすること。
 - ハ 勧誘に対する拒絶の意思を明らかにした者に対し、執拗に勧誘を行うこと。

二 抵当証券の販売に係る契約の内容及び抵当証券の仕組みに係る損失発生要因に関する状況その他の購入者の判断に影響を及ぼす可能性のある重要な事項の説明をせず、販売に係る契約を締結すること。

(販売を行った抵当証券を保管できる場合)

第十五条 法第十八条第一項(法附則第二条第二項において適用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 抵当証券法〔昭和六年法律第十五号〕第十七条又は第十八条の規定により抵当証券に記載された事項を変更する場合
- 二 五 (同上)

(不当な勧誘の禁止)

第十五条の二 法第十九条第二号に規定する内閣府令で定める行為は、抵当証券業者が抵当証券の販売に係る契約の締結の勧誘をするに際して行う次に掲げる行為とする。

- 一 相手方の業務又は生活の平穩を害するような時間帯に訪問し、又は電話をかけること。
- 二 相手方を著しく困惑させるような言動をすること。

三 抵当証券の販売に係る契約の解除による買戻しを行わない旨を定めた契約を締結すること。

(業務に関する帳簿書類の作成)

第十六条 法第二十条(法附則第二条第二項において適用する場合を含む。)に規定する帳簿書類は、次に掲げる帳簿書類とする。

一～三 (略)

四 抵当証券の販売に係る契約を締結するに当たり、第十五条の二第一号に基づき、購入者の判断に影響を及ぼす可能性がある重要な事項の説明を行ったことを証する書面

五 法第三十条に規定する保管証を抵当証券の購入者に引渡したことを記録した書面

六 抵当証券発行特約融資に関する状況を記録した書面

七 抵当証券の販売に係る元本及び利息の支払いの状況を記録した書面

2 (略)

(事業報告書の様式等)

第十七条 法第二十一条に規定する事業報告書は、別紙様式第十号により作成しなければならない。

2 (略)

(保管証の発行)

三 勧誘に対する拒絶の意思を明らかにした者に対し、執拗に勧誘を行うこと。

(業務に関する帳簿書類の作成)

第十六条 法第二十条(法附則第一条第二項において適用する場合を含む。)に規定する帳簿書類は、次に掲げる帳簿書類とする。

一～三 (同上)

(新設)

四 (同上)

五 (同上)

六 (同上)

2 (同上)

(事業報告書の様式等)

第十七条 (同上)

2 (同上)

(保管証の発行)

<p>第二十三条 抵当証券保管機構は、抵当証券業者が販売を行った抵当証券の保管をするときは、次に掲げる事項を記載し、当該抵当証券の販売を行った抵当証券業者が作成した当該抵当証券に係る抵当証券法第十二条第一項各号に掲げる事項を記載した書面を添付した保管証を発行しなければならない。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 当該抵当証券の販売を行った抵当証券業者の業務及び財産の状況を記載した書類及び当該抵当証券に関する書類を当該抵当証券業者の営業所又は事務所において閲覧できる旨</p> <p>八 当該保管証に当該抵当証券の販売を行った抵当証券業者が作成した当該抵当証券に係る抵当証券法第十二条第一項各号に掲げる事項を記載した書面が添付されている旨</p> <p>2 (略)</p>	<p>第二十三条 抵当証券保管機構は、抵当証券業者が販売を行った抵当証券の保管をするときは、次に掲げる事項を記載した保管証を発行しなければならない。</p> <p>一～六 (同上)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (同上)</p>
--	--